

# 倉吉市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、倉吉市明るい選挙推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、選挙人の自由意志によって選挙が明るくかつ適正に行われるように、常時あらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上をはかるため、有効適切な諸方策の企画立案及び実施をし、もって国民政治の健全な発達をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講習会、講演会及び座談会等の開催
- (2) 各種資料の収集、作成及び配布
- (3) 講師のあっ旋及び派遣
- (4) 関係団体等の連絡調整
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、次により組織し、委員をもって構成する。

- (1) 教育機関、広報機関及び各種団体の代表者
  - (2) 地区推進員協議会の代表者
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他特に協議会が認めた者
- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長
  - (2) 副 会 長 2 人
  - (3) 常任委員 若干人
- 2 会長及び副会長は、総会で選出する。
- 3 常任委員は、会長が委嘱する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員の任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

(会長、副会長の職務権限)

第6条 会長は、会務を総括し、この協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(推進員)

第7条 第2条の目的を達成するため「倉吉市明るい選挙推進員」（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、自治公民館・教育機関及び関係団体の推薦により会長が委嘱する。
- 3 推進員は、地区ごとに推進員協議会を組織し、互選により幹事長及び副幹事長を選出する。
- 4 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第8条 協議会の会議は、常任委員会及び総会（以下「会議」という。）とする。

- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、協議会の行う事業の企画立案にあたる。
- 3 総会は委員をもって構成し、協議会の業務に関する重要な事項について審議する。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会長が災害等やむを得ない事情により会議を開催することが困難と判断したときは、書面による会議及び決議によることができる。
- 7 会長は、必要において幹事長会を開催することができる。

（事務局）

第9条 協議会に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、倉吉市選挙管理委員会事務局内に置き、幹事を置く。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和37年5月14日から施行する。
- 2 この規約は、昭和47年6月5日から施行する。
- 3 この規約は、昭和49年6月11日から施行する。
- 4 この規約は、平成3年11月7日から施行する。
- 5 この規約は、平成6年6月2日から施行する。
- 6 この規約は、平成11年6月7日から施行する。
- 7 この規約は、令和2年6月8日から施行する。
- 8 この規約は、令和8年3月31日から施行する。